

(案)

徳島県自殺対策基本計画 (概要版)

目 次

第1章 計画の概要	p1
第2章 徳島県における自殺の現状	p2
第3章 自殺対策の方向性	p3
第4章 具体的な取組	p4
第5章 推進体制等	p7

平成 年 月
徳 島 県

1 計画策定の趣旨

- 徳島県の平成27年の自殺者数は、自殺対策基本法が制定された平成18年以降最少となる130人となっています。しかしながら、依然として100人を超える多くの方々が自ら尊い命を絶たれており、そして多くの自死^{*1} 遺族の方々が悲しみの中にいることなどから、今後も中長期的に自殺対策に取り組んでいく必要があります。
- こうしたことから、県民総ぐるみでの自殺対策をそれぞれの地域において実践的な取組による「生きることの包括的な支援」として、総合的かつ計画的に推進することで、全ての人がかけがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、本計画を策定します。

2 計画の性格

- 本計画は、自殺対策基本法第13条第1項(都道府県自殺対策計画等)の規定に基づき、本県の状況に応じた自殺対策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。
- 本計画は、「新未来『創造』とくしま行動計画」の特定分野別計画であり、既に策定されている「徳島県自殺者ゼロ作戦」等における自殺対策の方向性を踏まえた行動計画として策定します。



3 計画期間

- 本計画の計画期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間とします。

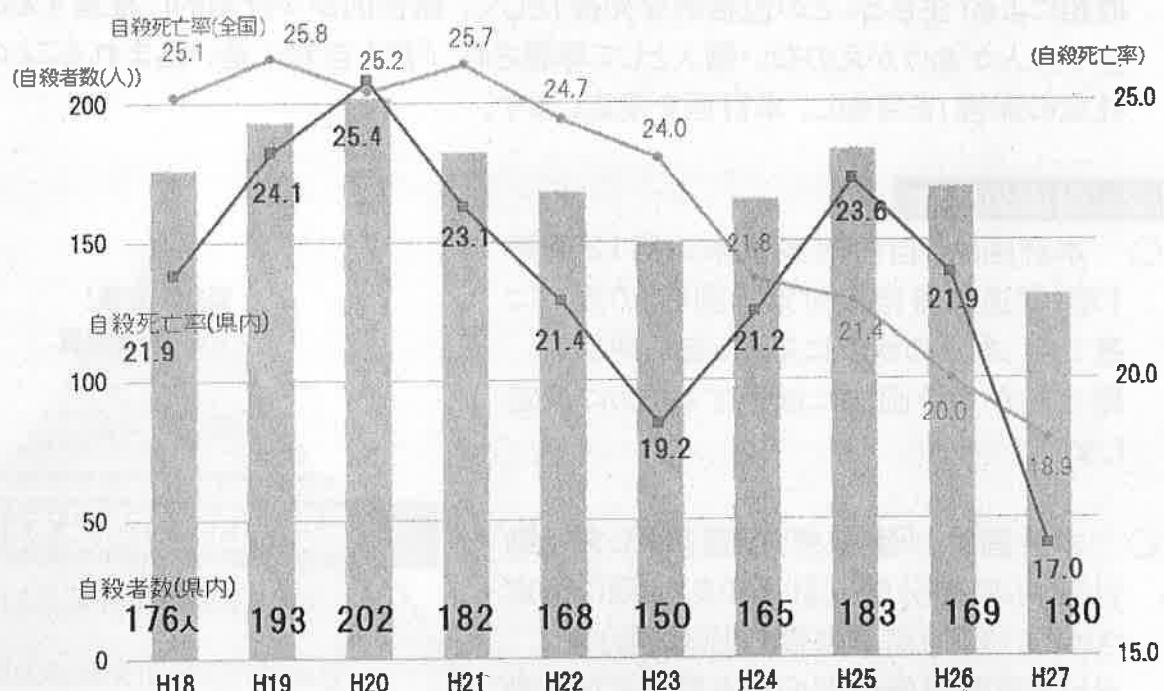


*1 本計画においては、「自殺」、「自死」の用語について様々な意見があることを踏まえ、「①遺族や遺児に関する表現は『自死』、②行為を表現するときは『自殺』、③法令等の用語を引用する場合は①によらず『自殺』を使用する」という考え方方に基づいて用語を使用しています。

第2章 徳島県における自殺の現状

- 徳島県における自殺者数は、平成18年以降、150人から200人程度を推移しており、平成27年には平成18年以降最も少ない130人となっています。
- 自殺死亡率^{*2}は概ね20ポイント前後で推移しており、平成27年は、17.0(全国第7位)となっています。

《自殺者数及び自殺死亡率の年次推移》



		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
県内	自殺者数(人)	176	193	202	182	168	150	165	183	169	130
	全国順位(位)	2	2	1	2	1	1	2	4	5	4
	自殺死亡率(%)	21.9	24.1	25.4	23.1	21.4	19.2	21.2	23.6	21.9	17.0
	全国順位(位)	7	11	23	6	4	2	14	32	31	7
全国	自殺者数(人)	32,155	33,093	32,249	32,845	31,690	30,651	27,858	27,283	25,427	24,025
	自殺死亡率(%)	25.1	25.8	25.2	25.7	24.7	24.0	21.8	21.4	20.0	18.9

資料：徳島県警察本部「自殺統計」より

*2 人口10万人あたりの自殺者数を表します。

第3章 自殺対策の方向性

- 平成28年4月1日より改正施行された自殺対策基本法及び国の自殺総合対策大綱を踏まえ、自殺対策を進める上で必要な「基本理念」及び「三つの基本認識」に基づき、7つの施策体系からなる「具体的な取組」を定め、「基本目標」の達成を目指し、自殺対策を推進します。

徳島県自殺対策基本計画

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない“暮らしやすい徳島”的実現

計画期間

平成28年度から平成30年度まで

基本目標

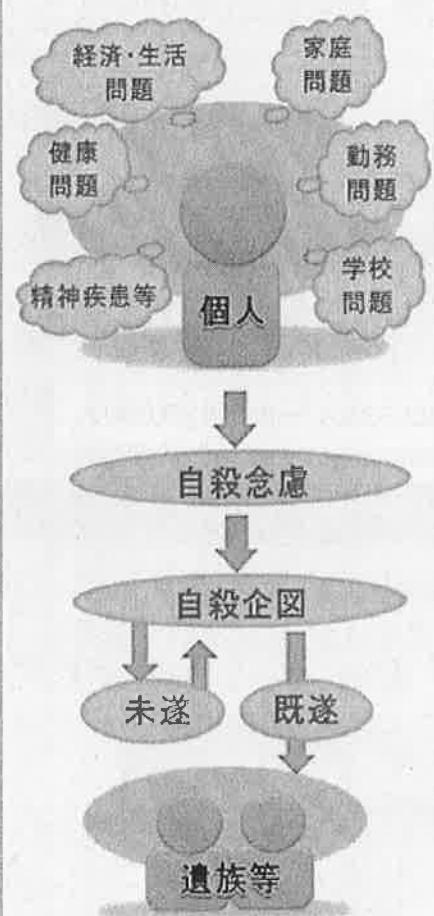
一人でも多くの自殺を防ぎ、県内の「自殺者ゼロ」を目指す

基本認識

1. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死
2. 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題
3. 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

具体的な取組

自殺の各段階に応じた支援



1 普及啓発の推進

- ・自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な取組
- ・自殺統計や調査研究結果等を活用した啓発推進など

2 県民総ぐるみによる「自殺者ゼロ」に向けた取組

- ・関係機関、団体との連携推進
- ・民間団体等の活動への支援など

3 様々な分野でのゲートキーパーの養成

- ・県民一人ひとりの気づきと見守りを促す人材の養成など

4 地域・職場での心の健康づくりの推進

- ・地域における心の健康づくり
- ・職場におけるストレスチェック制度の活用促進
- ・閉じこもりがちな方々への包括的な支援など

5 児童生徒・青少年の自殺予防対策の推進

- ・児童・生徒等に対する自殺予防教育の実施
- ・インターネット環境の健全化
- ・ひきこもりに関する相談体制の充実など

6 ハイリスク者対策の推進

- ・適切な精神科医療等の提供
- ・大規模災害に備えた取組の推進
- ・自殺未遂者、遺族(児)支援の充実など

第4章 具体的な取組

1 普及啓発の推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」であって、その場合には「誰かに援助を求めることが重要性」について県民の理解を促進します。

【事業内容】

- (1) 自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的取組
- (2) ICTを活用した情報発信の推進
- (3) 自殺統計や調査研究結果等を活用した啓発推進



日本で最も自殺率の低い町「旧海部町」の研究結果を活用した普及啓発等を実施!

数値目標：自殺予防週間等における街頭啓発活動(協定締結団体等からの参加団体数)

[H27] 44団体 → [H30] 52団体

2 様々な分野でのゲートキーパーの養成

県民一人ひとりが、自殺の起こりうる状況を理解して、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて相談機関や精神科医療機関等の専門家につなぎ、その助言・指導を受けながら見守ることができる人材を養成します。

【事業内容】

- (1) 自殺予防サポーター(ゲートキーパー)の養成
- (2) 認知症サポーターの養成
- (3) くらしのサポーターの登録
- (4) 人権サポーター企業の登録
- (5) 自殺予防サポーターのスキルアップ



「自殺予防サポーター」養成研修会

数値目標：自殺予防サポーターの養成(受講者数 累計) [H27] 22,334人 → [H30] 30,000人

3 地域・職場での心の健康づくりの推進

自殺の原因となる様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進のための取組、また社会的な役割や生きがいを持って暮らすことを支援するための取組を地域や職域において推進します。

【事業内容】

- (1) 地域における心の健康づくり
(地域サロンなど「居場所づくり」、生きる希望創出イベントなど
「社会参加きっかけづくり」、友愛訪問活動など「訪問相談」ほか)
- (2) 職場における心の健康づくり
(ストレスチェック制度の活用促進ほか)
- (3) 交流会・公開講座等の実施



地域のサロン活動の風景

数値目標：ハートフル・ケア地域事業(地域サロン設置数 累計) [H27] 31カ所 → [H30] 45カ所

4 児童生徒・青少年の自殺予防対策の推進

青少年の心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身につけることへの支援をはじめ、いじめ等の問題への早期対応や情報モラルの向上を図る教育等の取組を推進します。

【事業内容】

- (1) 児童生徒・青少年の自殺予防に資する教育の実施
(「いのちと心の授業」、「いのちと心のワークショップ(徳島版予防教育)」の実施ほか)
- (2) インターネット環境の健全化
- (3) 教職員等に対する研修会等の実施
- (4) ひきこもりに関する相談体制の充実

毎年、応募作品
4000件超!



「いのちの輝くメッセージ」作品展

数値目標：いのちと心の授業(受講者数) [H27] 2,784人 → [H30] 3,000人

5 相談体制の整備、社会的取組を担う人材の養成

保健、医療、福祉、教育、労働等の視点による包括的な取組を展開していくため、関連する分野の相談体制の整備や関係者の人材養成、連携体制の構築により、生きることの妨げとなる要因の解消を図り、社会的取組を含めた包括的な生きる支援を展開します。

【事業内容】

I 相談体制の整備

- (1) 相談窓口の設置
- (2) 相談窓口情報の発信

33分野、74実施機関の
相談窓口情報を発信!
(平成27年度末現在)

やまももSOSダイヤル

やまももSOSダイヤルは、悩みを抱えて困っている方がいるなら悩みを相談できる専門機関を一覧表にして紹介しています。ひとりで悩まずには非相談してください。また、悩みを抱えた人を見つめた場合には、相談をすすめてみてください。



「やまももSOSダイヤル」リーフレット

II 人材養成の促進

- (1) 介護者、民生委員・児童委員等に対する研修の実施
- (2) 犯罪被害者支援担当者の資質向上
- (3) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質向上 ほか

数値目標：自殺対策担当者等スキルアップ研修(受講者数) [H27] 340人 → [H30] 380人

6 ハイリスク者対策の推進

- うつ病等の自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、確実に精神科医療につなぐ取組に併せて、これらの人々が適切な精神科医療を受けられる取組を推進します。
- 大規模災害に備えた普及啓発や体制整備などの取組を推進します。
- 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐとともに、自死遺族等に対するケアを行うため必要な情報提供するなどの支援を充実します。

【事業内容】

I 適切な精神科医療等の提供

- (1) うつ病等についての普及啓発の推進
- (2)かかりつけ医と精神科医との連携構築、精神科医療を担う人材養成 ほか



災害派遣精神医療チーム「徳島DPAT」

II 大規模災害時に備えた取組の推進

- (1) 避難所運営等支援の推進
- (2) 災害時における保健衛生・精神科医療等提供体制の整備 ほか

III 自殺未遂者・遺族支援の充実

- (1) 自殺未遂者支援のための連携体制の構築
- (2) 遺族(児)支援の充実

県内すべての精神科病院と県精神保健福祉センターにチームを設置!
(平成27年度末現在19チーム)

数値目標：かかりつけ医と精神科医との連携構築事業(参加者数) [H27] 73人 → [H30] 85人

7 県民総ぐるみによる「自殺者ゼロ」に向けた取組

自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、市町村、関係機関、民間団体、学校その他の関係者が、相互に有機的な連携を図るとともに、県民総ぐるみによる「自殺者ゼロ」に向けた取組を推進します。

【事業内容】

- (1) 地域における関係機関・民間団体との連携推進
- (2) 民間団体等の活動への支援
- (3) 自殺統計の活用推進による連携強化



自殺予防活動協力機関等との協定締結式

数値目標：自殺予防の取組に関する相互協力に関する協定締結(団体数) [H27] 40団体 → [H30] 52団体

1 自殺対策の推進体制

(1) 県庁内における連携体制

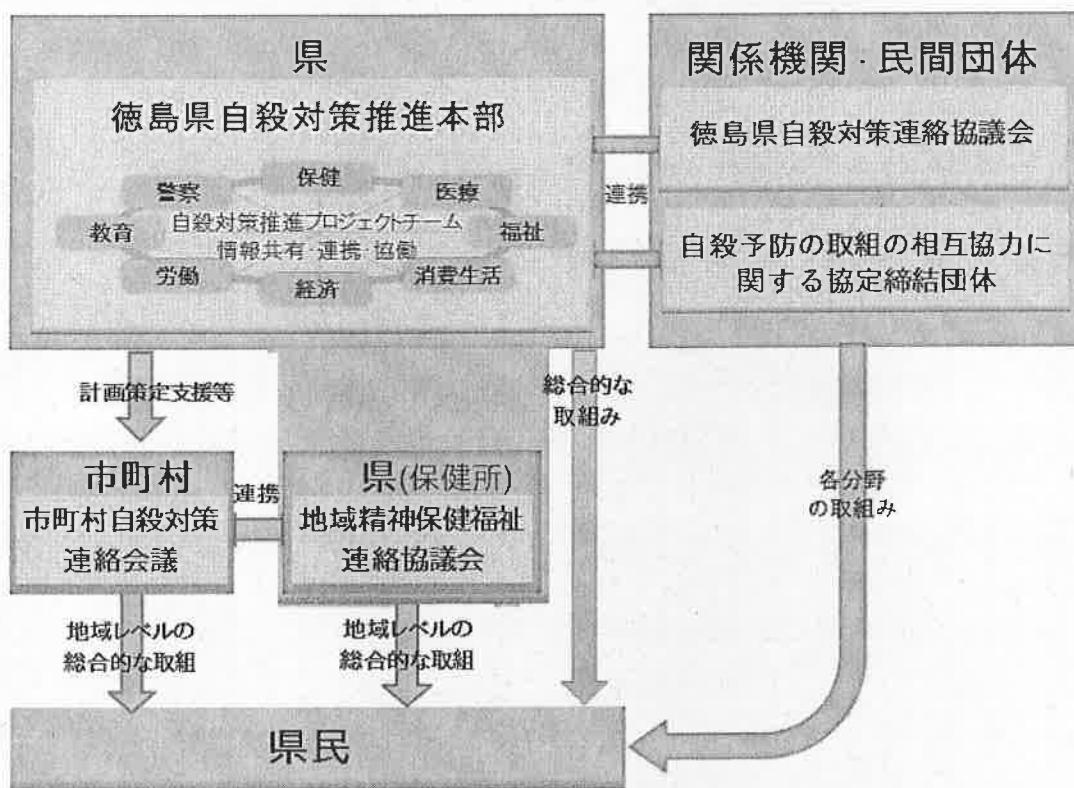
自殺対策を推進する関係部局で構成される「徳島県自殺対策推進本部」を設置し、各部局が連携して「自殺者ゼロ」に向けた取組を推進します。

(2) 関係機関・民間団体等との連携体制

県内の関係機関・民間団体等で構成される「徳島県自殺対策連絡協議会」や「自殺予防の取組の相互協力に関する協定」を締結した民間団体と連携を図りながら、県民総ぐるみで「自殺者ゼロ」に向けた取組を推進します。

(3) 各地域における連携体制

「市町村自殺対策連絡会」等を通じて、各地域における自殺の実態を共有するとともに、各地域の先駆的・効果的な取組等について情報交換を行うなど、地域レベルの総合的な取組を推進します。



2 計画の進行管理

- 社会経済情勢や自殺統計の動向等を注視しながら、県内における自殺の実態の把握に努めるとともに、自殺対策連絡協議会等からの意見を踏まえ、取組内容や実施方法等の検証・評価を行い適宜修正していくことにより、計画の適切な進行管理を行います。
 - 本計画は、国が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」等との整合性を図り、これらが見直しになった際には、併せて内容の整理を行います。

